

第 1 章 生涯学習推進の目標と基本方針

今日、科学技術の進歩に伴う産業構造の変化は目覚ましく、中でも情報化社会の進展による技術改革は日一日と変化を遂げ、さらに、少子高齢化、国際化により社会構造が急激に変化してきています。このような社会環境や価値観の変化に伴う様々な問題解決のために、人々が生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学ぶ機会があり、その学習成果を適切に生かすことができる社会の実現が求められています。

青梅市では、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を計画期間とした第 6 次青梅市総合長期計画を策定し、まちの将来像を「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅 — ゆめ・うめ・おうめ —」としております。

総合長期計画では、「文化・交流活動がいきづくまち」の中で「生涯学習の推進」が位置づけられています。

このような理解と認識の下に、青梅市の生涯学習推進の目標・基本方針を次のとおり定めるものとします。

1 目 標

ともに 学んで 生きる まち

学ぶことは、よりよく生きること。人は自らの自由な学びの中で、視野を広げ、思索を深め、技術を体得し、生きがいのある充実した生活を目指します。市民一人一人がともに学び、教え合うことにより、その実現はより確実なものとなり、広い視野と展望をもって、まちづくりの主体となるような人が育つよう支援します。

2 基本方針

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

- 学習に関連する諸機関・諸団体の連携と協力を進めます
- 学習活動は市民一人一人が主役です
- 青梅らしさを生かします
- 学習活動で得たものを地域に広げます

(1) 学習に関連する諸機関・諸団体の連携と協力を進めます

生涯学習とは、学校だけの学習ではなく、個人の生活全体に広がりを持つ学習であり、幼児期から高齢期に至る生涯を通じた、継続性を持った学習として捉えることができます。

このことから、家庭、学校、地域および関係機関との連携を強化し、時代の変化に対応した取組を進めます。

(2) 学習活動は市民一人一人が主役です

市民の生涯にわたる学習は、職業・生活・教養・趣味・スポーツなど様々ですが、いずれも一人一人の努力や自発的な意思・意欲を基本としています。その意味からも、学習活動は市民一人一人が主役であり、行政は学習の場や機会の提供、情報の提供、学習相談などを通じて、市民の主体的な学習活動を支援していきます。

(3) 青梅らしさを生かします

青梅市は豊かな自然に恵まれ、歴史的文化財や伝統文化が受け継がれています。また、大規模な工場の集積や高い技術力を持つ工場が多数あります。このような青梅らしさを生かし、伝統的な文化と

新しい文化を調和させながら、人と人との「であい」「ふれあい」「学びあい」、生きがいをもって生活できるよう生涯学習の場を整備します。

(4) 学習活動で得たものを地域に広げます

生涯学習を支援する各分野の講師や指導者の発掘に努め、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の参加を促進するなど、生涯学習人材登録制度の充実を図ります。

さらに、市民の学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開していく、循環型の生涯学習を進めます。

— スローガン —

「ともに学んで生きるまち」をめざして

O 応援します お互いに

M 学んで 教えて

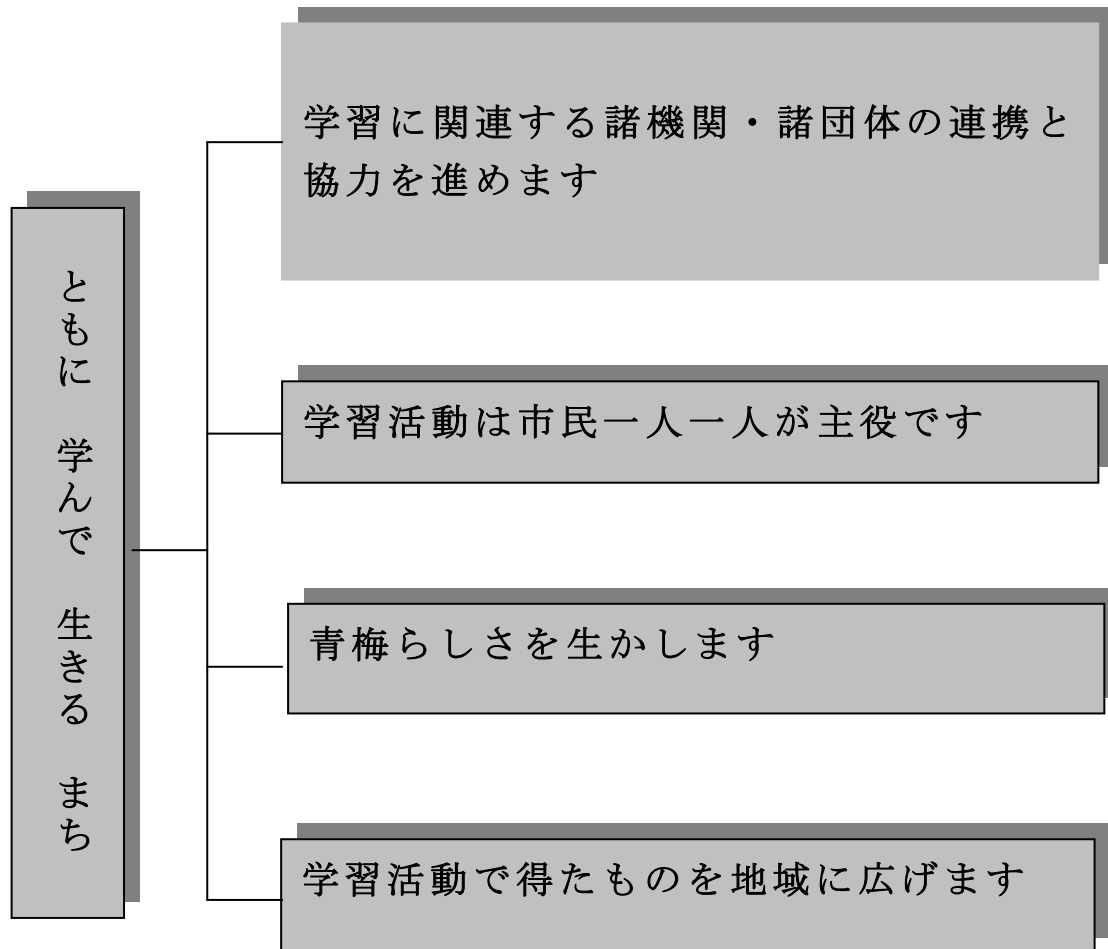
E エンjoyします

みんなで 楽しむ 生涯学習

生涯学習推進の目標・基本方針図

目 標

基本方針



第 2 章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

青梅市では、市民一人一人が生涯を通じて地域社会の中でともに学び・ともに教え合いながら、生きがいのある充実した生活を送ることができるような「生涯学習社会」を築くために、生涯学習推進計画を策定します。「ともに学んで生きるまち」を目指して、市民と行政のパートナーシップをもとにした生涯学習のまちをつくるために、市が実施している生涯学習関連の諸事業を体系化するとともに、市内生涯学習関係機関団体との協働により、諸施策の効果的な展開を図っていきます。

2 計画の期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

この推進計画は、第 6 次青梅市総合長期計画（平成 25 年度から平成 34 年度）を上位計画とし、他の部門別計画とも整合性を図っていきます。

3 計画の指針

青梅市における生涯学習に関する施策の総合的・効果的な推進を図り、生涯学習に関する既存施策を総合的な観点から体系化するとともに、将来において展開する必要がある施策の考え方を示します。

4 計画の視点

(1) 「第四次青梅市生涯学習推進計画」の考え方を継承し、市民が主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かすことができる計画を立てます。

(2) 「第 28 回市政総合世論調査報告書」（平成 23 年度）および国や東京都が進める生涯学習推進施策を十分に尊重するものとします。

5 計画の位置づけ

(1) 市民の学習活動を体系的に推進することを基本的な考え方とし、生

生涯学習推進の施策を示す総合的な計画とします。

- (2) 生涯学習の施策について、協議・調整および推進を図っていくための道しるべとなるものとします。

6 計画の範囲

- (1) 生涯学習社会の形成に向けての市の役割を明記するものですが、計画の推進に当たっては、生涯学習に関連する各種団体・機関等と連携を図りながら推進します。
- (2) 対象となるのは、教育、文化、スポーツのほか、趣味やレクリエーション、福祉、保健衛生、防災、まちづくり等、市や各種団体・機関等で行う幅広い分野の学習事業とします。



各事業風景(生涯学習を楽しむ)

第3章 生涯学習の背景と動向

1 生涯学習とは

(1) 知識学習としての生涯学習

社会の変化は次々と新しい知識や技術を出現させ、それぞれのライフスタイルやビジネスを充実させるために、それらの学習が必要とされています。学校の学習だけでなく社会人になってからも、学習し続ける必要があります。

(2) 職業教育としての生涯学習

市場の国際化に伴い、技術革新や労働の質の向上のため、職業技能や能力開発に関する研修や訓練が重視されてきました。（企業内研修からリフレッシュ教育、リカレント教育への取組へ。大学等高等教育機関に対して学習機会提供の期待が高まっています。）

(3) 生きがい追求としての生涯学習

時間的・経済的余裕が仕事以外で自己実現を可能としました。仕事を離れた高齢者や子育てを終えた女性が趣味・教養等の「自分探しの学習活動」を通じて、生きがい・充実感を追求する気運が高まっています。

(4) 心のうるおいとしての生涯学習

急激な社会変化がもたらす人間疎外や人間性の喪失に対処するため、心のうるおい・人との交流・ふれあいを求めて、仲間探しの学習活動が増えています。

(5) まちづくり（地域形成）としての生涯学習

学習する向上心が地域の活性化をもたらし、学習活動を通してこそ、よりよい人間関係が生まれ、豊かで住みよい地域が実現されます。学習した人々が地域の担い手として地域づくりに参加し、学習の成果をまちづくりに活かしていくことが期待されています。

2 国・都の動き

(1) 国の動き

1965年、ユネスコの成人教育推進国際委員会においてポール・ラングランが生涯教育を提唱して以来、生涯教育に対する取組は世界の各国で活発に推進されてきました。

我が国において「生涯学習」という言葉が公式に使われたのは、昭和60年（1985年）に総理大臣直属で設置された臨時教育審議会でした。昭和62年（1987年）に発表された同審議会の第二次答申においては、生涯学習体系への移行という表現で、生涯にわたって学ぶことの重要性が示されました。

この答申等を受けて、政府は、平成元年に文部省（現文部科学省）に生涯学習局を設置するなど生涯学習を推進する組織機構を整備し、現在に至るまで関連する政策の充実を図ってきました。

その後、日本を取り巻く状況は変化し、文部省に置かれた生涯学習審議会の答申も、臨時教育審議会の提示した事情とは異なった視点から生涯学習を議論するようになりました。

国における生涯学習の議論の経過として、平成11年に生涯学習審議会の答申「学習の成果を幅広く生かす～生涯学習の成果を生かすための方策について～」では、学習活動を進めるだけでなく、その成果を様々な形で活用することの重要性が指摘されました。

平成12年の生涯学習審議会の答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について～情報化で広がる生涯学習の展望～」では、創造的で活力ある発展を可能とする高度情報通信ネットワーク社会において、新しい情報通信技術を活用した学習機会の拡大など、生涯学習の可能性を最大限に広げるための方策を提言しています。

平成15年、中央教育審議会の答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」において、教育の基本理念として、生涯学習の理念を新たに規定すること、家庭教育の支援、社会教育の振興について規定することが提言されました。

平成18年教育基本法が改正され、その第三条に、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することがで

き、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」との生涯学習の理念が明記されました。

平成20年2月、中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」の2つを柱として、具体的な方策が提言されました。

平成20年6月、社会教育法が改正され、同法3条3項に学校・家庭・地域の連携・協力を進めることが、国および地方公共団体の任務として明確に位置づけられました。

平成25年4月、中央教育審議会の第2期教育振興基本計画の答申が出され、その中で、わが国では「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められており、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があります、このような社会を実現するため、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成、を基本的方向性と位置づけました。

(2) 東京都の動き

東京都では、昭和62年6月に東京都生涯教育推進本部で10か年の全庁的な計画として「東京都生涯教育推進計画」を策定し、学習活動を支援していくための様々な取組を進めてきました。

また、平成8年度から平成17年度までの10年間の生涯学習推進計画として「とうきょう まなびいプラン97」を平成9年3月に策定し、生涯学習に関する総合的・計画的な推進を行ってきました。

平成11年には、東京都社会教育委員の会議から助言「中・高校生に焦点をあてた社会教育施策のあり方について－多様な自己実現を支援するために－」が出され、平成12年には、第3期東京都生涯学習審議会から建議「東京における社会参加と生涯学習」が出され、都民が地域社会づくりへ参画するための、生涯学習を推進する仕組みづくりについて提言がありました。

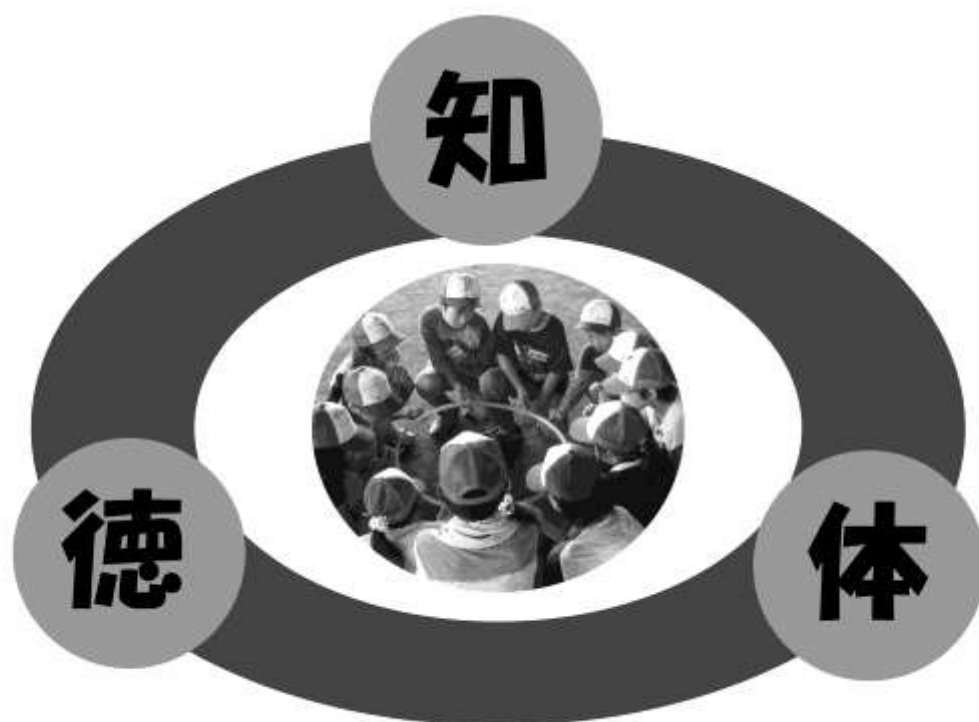
平成14年12月に第4期東京都生涯学習審議会の答申「地域にお

ける『新しい公共』を生み出す生涯学習～担い手としての中高年世代への期待～」では、学習スタイルを「参加から参画」と進め、学習の成果を生かして、中高年が参画する仕組みづくりが重要である、との提言がありました。

平成17年1月の第5期東京都生涯学習審議会の答申では、学校・家庭・地域の協働による子どもたちの育成を目指す「地域プラットフォーム構想」により、地域による学校教育の支援が必要不可欠であることが提言されました。

平成20年、「東京都教育ビジョン（第2次）」において、社会全体で教育を向上させることが今後の教育にとって重要であることが示されました。

そして、平成25年4月、「東京都教育ビジョン（第3次）」において、「社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」ことが基本理念として示されました。



3 青梅市の生涯学習

青梅市においては、昭和51年10月策定の青梅市総合長期計画で、「市民が楽しく学びの場に参加する教育都市」づくりを目標のひとつに設定し、これを推進するための拠点として各地域に市民センターを整備しました。平成元年5月には、青梅市の生涯学習の効果的な推進を図る方策について検討するため、青梅市生涯学習推進懇談会が設置され、平成2年2月に報告書が提出されました。

その中で青梅市における生涯学習推進の基本的な考え方が報告され、それをもとに平成3年に策定された青梅市総合長期計画のまちづくりの4大目標のひとつである「伝統・文化の生きる創造性をはぐくむまち」に取り込まれ、中でも「生涯学習センター・システムの整備」は10大プロジェクトのひとつとしても位置づけられました。

これらの目標を具体化するため、組織の見直しや、市政総合世論調査による市民の意識、また、庁内における青梅市生涯学習推進本部の設置等において、青梅市の生涯学習について検討を重ね、平成10年3月には青梅市生涯学習推進計画を策定しました。また同年10月には生涯学習推進施策に市民の声を反映させるための機関として青梅市生涯学習推進市民会議が発足し、先進市の視察などを通して青梅市で取り組むべき新しい生涯学習施策などを協議検討しました。

平成12年5月には、生涯学習推進市民会議委員が中心となり、釜の淵新緑祭を発展させて、団体・サークルの学習成果の発表と生涯学習一日体験教室を内容とした生涯学習フェスティバルを、多くの団体や講師・指導者の賛同を得て開催しました。

平成13年3月には、青梅市生涯学習推進計画が策定され、平成15年度までの生涯学習推進事業を全市・全庁的に取り組んできました。平成14年4月からの完全学校週5日制に伴う「学校開放講座」の開催、平成15年8月からの「出前講座」、同年11月からは「社会教育施設予約管理システム」の導入により、インターネット等からの施設予約、空室照会が可能となりました。これにより多数の団体の活動施設が流動化し、混雑緩和と同時に利便性が向上しました。また、予約の完全機械抽選方式の採用により公平性が向上し、新規団体の参入も活発になりました。なお、システムと合わせて整備するとしてい

た生涯学習センターは、その後の社会経済情勢などの変化を踏まえ、青梅市総合長期計画の施策全体を検証・整理する中で、計画は見送られました。平成16年1月にオープンした永山ふれあいセンターにも、利用者の多い市民センターから空室を求めて移動してきた団体が多数活動しています。平成20年3月には河辺駅前に新中央図書館が開館し、新たな生涯学習拠点として期待を集めています。既存施設のバリアフリー対策として各市民センターにスロープを設置し、自動ドア化も進めました。平成20年4月、各市民センター単位に企画していた各種講座を、全市的観点から計画的・効率的に企画・開催するため生涯学習推進係を設置しました。

平成22年4月、社会教育と学校教育とのより密接な関係を築き、一体的な教育行政を推進するため、社会教育部と学校教育部を統合し、教育部を設置しました。あわせて、より一層生涯学習事業を計画的・効率的に行うため、社会教育課の社会教育係と生涯学習推進係を統合し、生涯学習推進係を設置しました。

このように、市民のニーズを取り入れながら、学習環境を整備することにより、多くの市民が生涯学習施策に参加し、市民の施設利用等の利便性の向上が図られるよう、今後も進めていく必要があります。



新緑祭で学習成果を発表

第4章 青梅市の生涯学習の現状と課題

1 人口構成

青梅市の人口は平成22年の国勢調査の結果、初めて人口が減少し、平成25年1月1日現在で138,739人となっています。

しかし、この人口に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、65歳以上（高齢人口）の割合は23.6パーセントと、平成20年に比べ4.1ポイント増加しています。一方、0～14歳（年少人口）の割合は、12.5パーセントであり、1.2ポイント減少しました。

このような状況から、高齢者は地域コミュニティの中心、生涯学習推進の原動力としての役割が期待されています。

2 学習環境と学習ニーズ

青梅市には、市内11地区に体育館と図書館分館を併設した市民センターがあり、幼児から高齢者までの様々な教室・講座、自主グループや地域住民の生涯学習の拠点として活用されています。その他、中央図書館、総合体育館、美術館、博物館、3か所（永山・北小曾木・御岳山）のふれあいセンター、釜の淵市民館などの社会教育施設で、趣味、教養、スポーツ教室などの事業が活発に行われ、福祉センター（老人センター）、沢井と小曾木の保健福祉センターでは、高齢者を対象とした講座も開催されています。

また、市内には都立高校2校、都立看護学校1校、都立特別支援学校1校、福祉専門学校1校および大学1校があり、それぞれの学校で公開講座を開催する等、高度な内容の学習機会を市民に提供しています。さらに、市内保育園等も施設を地域に開放し、子育て講演会等も開催しています。

市政総合世論調査（平成23年実施）から市民の学習動向を見てみると、市民センターでの教室や講演会に市民が期待するもの（複数回答）については、

「健康管理に関するもの」	26.8%
「芸術や趣味に関するもの」	24.5%

「スポーツに関するもの」	21.7%
「ボランティアや地域コミュニティに関するもの」	15.6%
「一般教養に関するもの」	12.4%

以上のような調査結果が出ています。また、市が今後5年間で重点的に取り組むべき施策（市民が希望する施策）は、

「高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実」	46.7%
「地域医療・救急医療体制の充実」	38.7%
「自然と調和した美しいまちづくりに努める」	28.8%
「道路などを整備し、安全な交通環境をつくる」	22.8%
「鉄道・バス交通充実に向けた取組を強化する」	22.8%
「防火・防災体制の充実」	20.6%
「子育て支援策を充実する」	19.2%

以上のような調査結果が出ています。

3 課題

現在、数多くの市民団体・生涯学習サークルが活発に活動しているのは、こうした市民のニーズを反映した学習機会を提供した結果であり、今後も引き続き多様な学習機会の提供が望まれています。さらに、青梅市生涯学習推進市民会議から以下の点が生涯学習推進の今後の課題として強調されています。

- 1 行政と市民との協働
- 2 団塊の世代の活用
- 3 学習した成果を社会に還元するしくみ
- 4 広報・学習相談方法の拡充



学習と成果の還元